

第180号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 平成29年の難民申請はフィリピン人がトップ
2. 外国人の納税や所得をマイナンバーで管理の新聞記事から
3. 新聞記事等から
日本語教育「国に責務」 推進基本法案初明記へ 外国人受け入れ環境を整備
外国人の就労、マイナンバーで把握
外国人、単純労働にも門戸 政府案「25年に50万人超」
4. 本の紹介 森と氷河と鯨 ワタリガラスの伝説を求めて 星野道夫 著
7. 今月の言葉

平成29年の難民申請はフィリピン人がトップ



先日、平成25年の初めに相談に来たフィリピン人技能実習生4名の問題が最終的に決着し、送金連絡をしたところ、うち2名は台湾とマルタ島で働いているとのことでした。マルタ島の彼とはFBで時々連絡していましたがマルタ島に行ったのを今回初めて知り、やり取りしている中で、また日本で働きたいので難民で行こうと考えていると連絡してきました。

広島では、難民についてはまず問題として出てくることがないため関心も薄く、ましてやフィリピン人の難民申請が認めらとは考えられないためびっくりしてしまいました。そうは言っても1か月ほど前にも技能実習から帰国した女性たち7名ほどが短期ビザで来日し、難民申請した結果、すぐに却下されて1名は帰国し、残りの方たちはどこかに行ってしまったとの話を聞きました。ブローカーに多額のお費用を支払ってきているため、短期滞在のビザがある期間中は不法就労、その後は不法滞在として働き続けることになるのかもしれない。この難民申請詐欺がフィリピンで流行っているらしいとのことでした。そうした中でこの話があり、FBに難民詐欺に注意するようにとの投稿をしましたところ彼女たち7名の帰国した1名から「私も犠牲者」と連絡がありました。この人は以前から相談を受けていた人でした。

東京で活動している人から、「東京はフィリピンに限らず、難民申請者の対応が大変です。フィリピン人は、あちこちの小教区にグループで来ています。でも、初期に来日した人たちで、就労許可がもらえず、帰国する人たちがかなり出て来ていますし、今年の1月以降の来日の方々は、新制度になったため、簡単なインタビューで、難民性のない方については却下されるようになり

ました。そのため、来年くらいには下火になるか、あるいはさらに巧妙になるか、と様子を見ています。」と、またフィリピン人が難民申請のトップだったとの話も聞き調べてみると、下表のとおり、平成 29 年は前年度から 2467%の増加で、申請件数の 24.9%を占めていました。(平成 30 年 3 月 23 日 法務省入国管理局)

表 3 : 国籍別難民認定申請数の推移

(人)

	平成27年		平成28年		平成29年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
1	ネパール	1,768	インドネシア	1,829	フィリピン	4,895	246.7%	24.9%
2	インドネシア	969	ネパール	1,451	ベトナム	3,116	190.7%	15.9%
3	トルコ	926	フィリピン	1,412	スリランカ	2,226	137.3%	11.3%
4	ミャンマー	808	トルコ	1,143	インドネシア	2,038	11.4%	10.4%
5	ベトナム	574	ベトナム	1,072	ネパール	1,451	0.0%	7.4%
6	スリランカ	469	スリランカ	938	トルコ	1,195	4.5%	6.1%

先の女性たちの来日までの経過を見ると、日本語学校に関係した人から誘われ、日本で世話をする人がいて、入管手続きと仕事の世話をしてくれるとのことでしたが、当然、仕事の紹介はなかった。来日から帰国までには以下のような費用が掛かっています。

ビザ取得	日本語学習	入管書類作成	日比往復の旅費	入管申請援助(日本)
3万ペソ	2万ペソ	2万ペソ	不明(約9万円)	12万円

日本語の学習もあり、日本で世話をしてくれる人がいたり、信用させるための仕組みができています。日本円に換算して約 35.7 万円の費用が掛かっています。技能実習生が帰国してもらう厚生年金の脱退一時金が 45 万円前後なので帰国した技能実習生が食い物にされているのかもしれないがそのあたりは不明です。

外国人の納税や所得をマイナンバーで管理の新聞記事から

5月29日付の日経新聞に「外国人の就労、マイナンバーで把握—納税や所得を一元的に受け入れ環境を整備」と「外国人、単純労働にも門戸 政府案「25年に50万人超」」の記事がありました。真っ先に思い浮かんだのが労働者としての留学生の摘発でした。彼らをそうさせたのは日本語学校認可した自分たちの責任は問わず留学生に責任転嫁するのはいささか不愉快な思いを感じざるを得ませんでしたのでフェイスブックに投稿したものを転載しました。

外国人と税金 ①

5月29日付の日経新聞に「外国人の就労、マイナンバーで把握—納税や所得を一元的に受け入れ環境を整備」の記事があります。この記事を見てすぐに思い浮かぶのは労働者としての留学生の摘発でした。こうしたマイナンバーによる管理は当然ですが、この問題は留学生自身にあるのではなく確信犯である日本語学校関係者とそうした学校を認める国にあります。迷惑するのは多額な借金を抱えたまま帰国させられる留学生といえます。

しかし利益を受ける外国人も少なくはないはずで、複数の会社を掛け持ちしたり、転職を繰り返す外国人は確定申告をしていないはずで、それ以前に会社に扶養控除申告書を提出させてもらえない外国人や扶養控除と言ったことさえ知らない人が少なくないため正しい確定申告をすれば所得税が還付される可能性が非常に高いと言えます。国民健康保険では高額療養費に該当すれば手続きするように通知が来るのと同じように税務署が通知するところまで配慮してもらいたいものです

外国人と税金 ② 扶養控除

外国人と扶養控除の関係には大きな問題があります。

(1)子ども手当との関係

所得税の扶養控除の対象から16歳未満の子供は除かれています。その代わりに子ども手当が支給されますが、母国に残してきた子供に対して子ども手当は支給されないため大きな不利益を被っていると言えます。技能実習生たちの子供はまさにこの年代に該当します。

(2)書類と送金の問題

税法改正で平成28年1月以降外国人の扶養申請が面倒くさくなりました。

①母国の行政機関が発行した扶養を証明する書類が必要になりました。

②扶養家族一人一人に送金することが必要とかりました。

こうしたことから扶養控除は一切しないと指導している協同組合もありますし、書類も整えず扶養控除を指導している協同組合もあります。税務署に確定申告する場合には当然翻訳書の添付が必要になりますが会社レベルではそこまで要求されないはずですが、要求されたらみんな困ってしまうはずですし、技能実習生のこうした書類の翻訳の時間は協同組合にはないでしょうから前記のように扶養控除は無視せざるを得ないこととなります。

今年初めに帰国したインドネシアの技能実習生も会社で扶養控除されていませんでした。そのため彼はインターネットで調べて一人で確定申告してしまいました。「素晴らしい。」の一言に尽きます。

外国人と税金 ③ 脱退一時金と所得税の還付手続き

年金受給資格期間10年を満たさず帰国する外国人は保険料の掛捨て防止として脱退一時金を請求することができます。脱退一時金については帰国時に協同組合から書類をもらい説明を受けていますが、源泉徴収される所得税の還付については知っている技能実習生がどれだけいるのでしょうか。20.42%が源泉徴収されています。協同組合や送金機関が手続きしている例も聞きますが手数料が発生します。手数料は20%のようです。当然送金手数料等の実費は別途負担となるはずですが。

日本人の場合、退職所得の受給に関する申告書に名前を書いて会社に提出するだけで非課税となります。脱退一時金手続き時に年金機構に送付すればいいだけの話ですが、年金機構に確認したところ認めていないとのことでした。

ちなみに脱退一時金が45万円前後なので源泉所得税額が9万円前後となります。今約25万人の技能実習生がいます。単純平均で毎年8万人強帰国すると、毎年72億円程度還付可能となります。ここまで技能実習生を食物にするのは止めてもらいた。実際の還付請求がどの程度あるか分かりませんが、技能実習生で一番利益を得ているのは日本の国かもしれません。要するに私たち一人ひとりということになります。

この手続きは、日本にいる人でないと出来ませんので、とりあえずは周りにはいる技能実習生の手続きを始めてみませんか。

外国人導入は避けられない問題であるのに、扶養控除と子ども手当の問題、脱退一時金と源泉所得税の問題等、所管省庁間の法律の狭間の問題で外国人が不利益にならないよう配慮してもらいたいものです。



古代アテネの銀貨。
知恵の女神アテナとその使者フクロウ

新聞記事等から

日本語教育「国に責務」 推進基本法案初明記へ 外国人受け入れ環境を整備

西日本新聞 2018年05月28日 06時00分

超党派の国会議員連盟が議員立法での制定を目指す「日本語教育推進基本法」（仮称）の要綱が27日、明らかになった。国内で生活する外国人への日本語教育は「喫緊の課題」とし、国と地方自治体に、施策を策定し実施する責務があると初めて明記した。政府は、外国人労働者の大幅な受け入れ拡大を検討しており、日本語教育の推進によって受け入れ環境を整える。29日の議連会合に要綱を示した上で条文化し、今国会での法案提出、成立を図る。

2017年末の在留外国人は約256万人で過去最多。増加が続く一方で、日本語が不自由なために孤立したり、仕事や生活上の支障を抱えたりしているケースも多い。

要綱は、日本語教育の意義を「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する」と強調。希望する全ての人に日本語教育の機会を確保することを基本理念とし、日本語教育を効果的に推進するための基本方針の策定を政府に求めている。地方自治体には、国との役割分担を踏まえた施策を責務としている。

日本語教育を充実させる対象として、外国人の児童生徒▽外国人就労者▽技能実習生▽難民などを挙げた。国は、日本語教育の質の保証を図るため、日本語教師の養成や資格の整備、教育課程や教材の開発などの施策を講じる。

また、所管省庁があいまいな現状を改善するため、文部科学省や外務省など関係省庁の調整を図る「日本語教育推進協議会」を政府が設置。関係省庁は、有識者などで行く「日本語教育推進専門家会議」の意見を聴くとしている。

日本語学校などに行政のチェックが行き届いていない問題に関しては、教育水準向上のための評価制度などの整備を検討するよう国に求める。

このほか、海外での日本語教育の水準向上のため、国は外国人教員の育成支援に努めるものとした。

議連は「日本語教育推進議員連盟」（会長・河村建夫元官房長官）。与野党の国会議員約50人が2016年11月に発足させた。

= 2018/05/28 付 西日本新聞朝刊 =

外国人の就労、マイナンバーで把握 納税や所得を一元的に 受け入れ環境を整備

2018/5/29 付日本経済新聞 朝刊

政府は在留外国人の就労状況の把握にマイナンバー制度を活用する。納税や所得などの情報を一元的に集め、複数の職場を掛け持ちして労働時間の上限を超えて働くといった不法就労の防止につなげる。政府は人手不足を補う手段として外国人労働者に注目しており、受け入れ拡大に向けた環境の整備を急ぐ。

マイナンバーは住民票を持つすべての人に割り当てられる12ケタの番号。国や自治体は税、社会保障などの分野で個人情報の管理に活用できる。在留外国人にも交付されているが、十分には活用されていない。

在留外国人は現在、在留資格の手続きのため、納税証明や所得証明といった書類を国に届け出る。自分が所属する企業などの情報を知らせる必要もある。

雇用主の企業にも厚生労働省が雇用状況について届け出を求めているが、国は外国人の就労実態を把握し切れていない。2社で働いているのに1社分の情報しか届け出がなかったり、企業が正確に雇用者数を伝えていなかったりする場合は、正確な実態がわからない。

政府は対策としてマイナンバーの活用に取り出す。日本人の場合、マイナンバーには納税や社会保障、その基となる所得や勤務先などの情報がひも付いている。外国人も同様の情報がマイナンバーで一元的にわかるようにする。

外国人の場合、例えば留学生は就労時間の上限を週28時間までとするといった日本人とは異なる決まりがある。マイナンバーで一元的にデータを管理していれば、法務省が在留外国人からの届け出をチェックするよりも改善を促しやすくなる。

政府は6月にもまとめる成長戦略にマイナンバーの活用を盛り込む。2019年の通常国会でマイナンバー法を改正し、マイナンバーの情報に在留資格も加える方針。出入国管理や難民認定などの関連法の改正も視野に入れる。在留外国人にとっても、書類の提出が減ることで手間が省ける。

マイナンバーの活用が進めば統計もまとめやすい。外国人の労働者は増加傾向だが「経済にどんな影響があるか把握できていない」といった指摘がある。政府は外国人の納税額などを集計し、経済的な効果を定量的に示すことも検討する。

政府は人手不足の解消に向け、外国人労働者をさらに活用していく方針。技能実習の終了後にさらに就労資格を与えることなどを検討している。就労状況を把握する環境を整え、政策の立案や実行を進めやすくする。

マイナンバーは15年に国民への番号の通知が始まった。16年にはカードの交付も開始されたが、交付率は1割程度にとどまる。政府は利用できる場面を増やす一方、個人情報の流出防止などセキュリティ対策にも力を入れる。電子政府のインフラとして普及を進め、外国人労働者にも活用への理解を求める。

外国人、単純労働にも門戸 政府案「25年に50万人超」

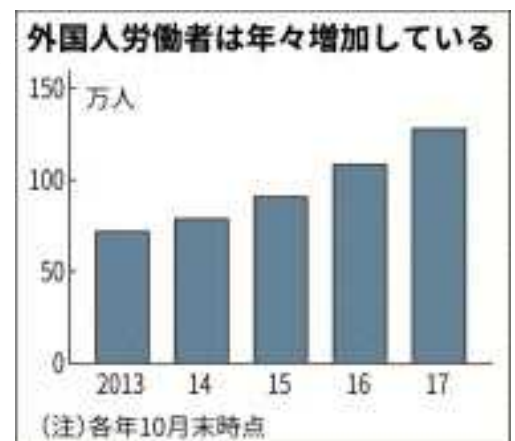
2018/5/29 18:00 日本経済新聞 電子版

政府が検討している新たな外国人労働者受け入れ策の原案が29日、明らかになった。日本語が苦手でも就労を認め、幅広い労働者を受け入れるのが特徴だ。2025年ごろまでに人手不足に悩む建設・農業などの5分野で50万人超の就業を想定する。日本経済が直面する深刻な人手不足を背景に、単純労働分野における外国人への事実上の門戸開放に踏み切る。

政府は6月にまとめる経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に最長5年間の新たな就労資格を設ける方針を明記する。今後原案を基に、詳細な条件などを詰める。

これまで日本の外国人受け入れ政策は、治安面などへの配慮から高度な専門知識を持つ外国人に限定してきた。実質的な単純労働分野の受け入れは約70職種の技能実習生にとどめ、他の就労資格と厳格に区別していた。

技能実習制度は最長5年の研修を認めるものの、研修期間を終えると本国に帰国しなければならず、人手不足に悩む企業側からは不満が出ていた。



政府は人手不足に対処するため 2019 年 4 月以降に技能実習の修了者は最長 5 年の就労資格を得られるようにする。

それでも人手不足が想定されるため、さらに門戸を広げる。移民政策とは異なるが政府の外国人受け入れ政策の大きな転換となる可能性がある。

19 年 4 月に建設、農業、宿泊、介護、造船業の 5 分野を対象として「特定技能評価試験」（仮称）を新設し、合格すれば就労資格を得られる。各職種ごとの業界団体が国が求める基準をもとに、日本語と技能の試験を作成し実施する。

日本語能力の基準は原則、日本語能力試験の「N4」とする。「N1」～「N5」の上位から 4 番目で「ややゆっくりとした会話がほぼ理解できる」水準だ。同試験を運営する日本国際教育支援協会によると「300 時間程度の学習で到達できる」という。

農家で働くベトナム人技能実習生。政府は人手不足に悩む建設・農業などの 5 分野で 50 万人超の就業を想定する



建設と農業は「N4 まで求めない」として、さらに日本語が苦手な人でも受け入れる。例えば農業では「除草剤を持ってきて」という質問に該当する写真を選択できれば採用する。

技能試験は各業界団体が実施している実技の検定試験などでの代替を想定。基本的な作業が可能か確認する。

これにより政府は 25 年までに 5 分野で約 50 万人超の受け入れを目指す。建設では 25 年に 78 万～93 万人程度の労働者が不足する見通しで、計 30 万人の確保を目標にする。農業では高齢化で 23 年までに 4 万 6000～10 万 3000 人程度の労働者が不足する。新資格で 2 万 6000～8 万 3000 人程度を受け入れる。

介護分野でも、25 年度末に 55 万人の人材を新たに確保する必要があり、政府は報酬拡大などの手当てを講じている。国内では足りず年 1 万人程度を海外から受け入れる。

50 万人超を受け入れれば、17 年時点で 127 万人だった外国人労働者は大きく増える。政府は日本の 15～64 歳の生産年齢人口が 40 年度に 18 年度比で約 1500 万人減ると試算している。人手不足は日本経済が抱える最大の課題となりつつあり、日本商工会議所は「これまでの原則に縛られず、開かれた受け入れ体制を構築すべきだ」と政府に要望していた。

安倍政権は 12 年の発足以来、技能実習生などで約 60 万人を増やした。ただ、技能実習制度を巡っては待遇への不満から失踪などの事例が目立ち、慎重な運用を求められていた。



本の紹介

森と氷河と鯨 ワタリガラスの伝説を求めて

星野道夫 著 世界文化社 2,718円 (文春文庫 1,026円)

星野道夫について知りませんでした。NHK BSの「父と子のアラスカ～星野道夫 生命(いのち)の旅～」をたまたま見てこの人の本を読もうとアマゾンで探し、「ワタリガラスの伝説を求めて」の言葉に引かれてこの本を手に入れました。

この本の舞台はアラスカです。アラスカというとエスキモーやトーテムポールや氷に閉ざされた中でのシロクマやクジラなどの狩猟の世界を思い出します。それぞれの土地には独自の文化風土があり伝説があり、現実の世界とは別な目に見えず感じ取ることしかできない世界があります。それは神話や物語の中の空想の世界ではなく、いま生きている人たちと密接に結びついた世界です。アラスカには世界の創造者であるワタリガラスの伝説があり、同じ話がアメリカインディアンの世界にもあり、シベリアにもあり、それぞれの土地に伝わるこの伝説を求めて旅していきます。

この話は、クリンギット族の子孫でワタリガラスを祖とするクランに属するボブと知り合うところから始まります。ボブ自身、祖先の忘れられた墓地を長年月かけて清掃し、一風変わった人として、ある種の霊能力者として土地の人すべてに知られています。たくさんの美しい写真と透明感のある文体でこのアラスカの世界が淡々と語られていきます。この土地に生きる人々の世界はかつて私たちも共有していた世界です。文明の進展都市化の波の中で失われていったものと言えます。人間と自然との不思議な交わりを思い出さなければ人間であることを忘れ、カズオ・イシグロの「私を離さないで」の世界が当たり前となってしまいそうです。狐に騙された話が受け入れられていた時代に帰る必要があると感じさせてくれました。

言葉

岩は偶然ここにあるのではない。

木は偶然ここに立っているのではない。

そのすべてを造った者がいる。

私たちにあらゆることを教えてくれる者が。

クロウインディアン
森と氷河と鯨 P.88

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成30年 6月 8日 発行